

議第13号 王滝村税条例の一部を改正する条例について

改正の内容

令和7年度事業で実施した「王滝村税条例全部見直し支援業務」で指摘のあった過去の改正漏れ、法規に用いる表現、誤植等を修正、改めるもの。

軽微なものでは促音（「あつた」を「あった」等の修正）、読点「、」の付加、誤植の修正（「市長」を「村長」等）、接続詞（「及び」「又は」「並びに」）の適正使用について、総務省条例（例）に合わせる修正を行うもの。

2点目は、過去の税制改正があったにもかかわらず、当村の条例が未改正であった部分を全般的に改めるもの。その中で、本則第51条第2項（関連する、第89条第2項、第90条第3項、同条第4項）において、村税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」まで延長する改正を行う。これは、「身体障がい者等に対する地方税の減免申請期間を延長して欲しい」との行政相談を受け、平成27年3月31日付総務省通知で「減免申請期間については、市町村の実情に応じ期限を定める」旨の通知が発出された。当村においては、この時点で条例改正がされておらず、今回の見直しに合わせ、減免申請期間を延長するもの。

その他の改正内容の詳細については、本則、附則とも新旧対照表のとおり。

施行期日

令和 8年 4月 1日

議第13号

王滝村税条例の一部を改正する条例について

王滝村税条例（昭和38年王滝村条例第40号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8年 3月 9日 提出
王滝村長 越原道廣

令和 8年 3月 日 決
王滝村議会議長 下出謙介

(別紙)

王滝村税条例の一部を改正する条例 (案)

王滝村税条例(昭和38年王滝村条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条第1号中「徴税職員」を「徴税吏員」に改め、同条第2号中「延滞処分費」を「滞納処分費」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(王滝村行政手続条例の適用除外)

第4条 王滝村行政手続条例(平成8年王滝村条例第5号)第3条又は第4条に定めるもののほか、村税に関する条例等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、王滝村行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。

2 王滝村行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

第5条 削除

第6条中「条例実施」を「条例の実施」に改める。

第7条の見出し中「課税洩れ」を「課税漏れ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「課税洩れ」を「課税漏れ」に、「詐偽」を「偽り」に改める。

第9条第4項中「、次に掲げる書類は」を削る。

第11条第3項第2号中「分割納入させる」を「分割納入をさせる」に改め、同項第3号中「職権による換価の猶予」の次に「(法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をいう。)」を加える。

第12条第2項中「分割納入させることと」を「分割納入をさせることと」に改め、同項ただし書中「毎月の分割納付又は分割納入させる」を「村長が当該方法による」に改め、「村長が」を削り、同条第4項第4号中「市長」を「村長」に改め、「申請による換価の猶予」の次に「(法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をいう。次項第2号において同じ。)」を加え、同条第6項第3号中「第6項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項第4号中「申請による換価の猶予期間の延長」の次に「(法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をいう。)」を加え、同条第7項中「期間」を「条例で定める期間」に改める。

第13条に見出しとして「(担保を徴する必要がある場合)」を付し、同条中「第16条」を「第16条第1項ただし書」に改める。

第18条中「昭和31年条例第2号」を「昭和31年王滝村条例第2号」に改める。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に改める。

第18条の4第1項に次のただし書を加える。

ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、この限りでない。

第18条の4第2項中「納税証明書の交付手数料」を「手数料」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「納税証明書」を「証明書」に、「平成12年条例第14号」を「平成12年王滝村条例第14号」に改める。

第19条の見出し中「又は納入する」を「、又は納入する」に改め、同条中「以下第1号」を「第1号」

に改める。

第20条中「並びに」を「及び」に改める。

第21条中「徴税職員」を「徴税吏員」に改める。

第24条第3項を削る。

第25条第1項中「地区外」を「区域外」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「同じ）」を「同じ。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項17号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の2中「特定親族扶養控除額」を「特定親族特別控除額」に改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」の次に「のうち、別表に掲げるもの」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

第34条の9第2項中「前項に」を「前項の」に改める。

第35条中「の各号」を削る。

第36条の2第1項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9

項を第8項とし、第10項を第9項とする。

第36条の3の2第2項中「提出した前項又は法第317条の3の2第1項」を「提出した前項又は同条第1項」に、「途中」を「中途」に、「前項又は法第317条の3の2第1項」を「前項又は同条第1項」に、「記載した前項又は法第317条の3の2第1項」を「記載した前項又は同条第1項」に改め、同条第3項中「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改め、同条第4項中「第2項」を「第1項」に改める。

第36条の3の3第1項中「あつて」を「あって」に改め、「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を削り、「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同条第2項中「提出した前項又は法第317条の3の3第1項」を「提出した前項又は同条第1項」に、「記載した前項又は法第317条の3の3第1項」を「記載した前項又は同条第1項」に改める。

第36条の4第1項中「同条第9項若しくは第10項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める。

第38条第3項中「当該」の次に「個人の」を加える。

第40条第1項中「6月30日」を「同月30日」に、「8月31日」を「同月31日」に、「10月31日」を「同月31日」に、「1月31日」を「同月31日」に改める。

第41条中「特別徴収」を「特別徴収」に、「ことに」を「ことと」に改める。

第42条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第43条第1項中「若しくは」を「又は」に、「賦課さる」を「賦課される」に改め、同条第4項中「あつては」を「あっては」に改める。

第44条第1項中「の各号」を削り、「所得税額」を「所得割額」に改め、同項第1号中「支払期間」を「支給期間」に改め、同項第2号中「者」を「もの」に改める。

第47条第1項中「税額は、」の次に「その」を加え、「それぞれ」を「そのそれぞれ」に改める。

第47条の2第1項中「森林環境譲与税額」を「森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「義務の」を「義務が」に改め、同条第2項中「主たる事業所」を「主たる事務所」に改め、同条第5項中「延滞金」を「延滞金額」に改め、同条第6項中「詐偽」を「偽り」に改め、同条第7項中「あつた」を「あった」に、「詐偽」を「偽り」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第13項中「なつた」を「なった」に改め、同条第15項及び第16項中「あつた」を「あった」に、「適用しない」を「適用しない」に改める。

第50条第3項中「が、法」を「が法」に、「詐偽」を「偽り」に改め、同条第4項中「あつた」を「あった」に、「詐偽」を「偽り」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第51条第1項中「村長に」を「村長に」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

(6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「次」を「次」に改める。

第52条第2項中「詐欺」を「偽り」に改め、同条第3項中「詐欺」を「偽り」に、「又は令」を「令」に改める。

第53条の2中「、その」を「その」に改める。

第53条の7中「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を削る。

第53条の7の2中「と読み替え、」を「と、」に改める。

第53条の9第1項中「者は」を「ものは」に改める。

第53条の12第2項中「延滞金」を「延滞金額」に改める。

第54条第2項中「専用部分」を「専有部分」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第4項及び第5項中「王滝村」を「村」に改め、同条第7項中「埋立地（以下）」を「埋立地若しくは干拓地（以下）」に、「埋立地」を「埋立地等」に改め、「国が埋立て」の次に「若しくは干拓」を加え、「造成する埋立地」を「造成する埋立地等」に、「竣功通知前の埋立地」を「通知前の埋立地等」に、「（埋立て）」を「（埋立て又は干拓）」に、「これらの埋立地」を「これらの埋立地等」に、「県、村」を「都道府県、市町村、特別区」に、「県等」を「都道府県等」に、「使用する埋立地に」を「使用する埋立地等に」に、「当該埋立地」を「当該埋立地等」に、「県が」を「都道府県が」に、「造成された埋立地」を「造成された埋立地等」に改め、同条第8項中「家屋の所有者」を「当該家屋の所有者」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第57条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

第60条中「当該」を「、当該」に改める。

第61条第1項中「経過する」を「経過した」に改め、同条第3項中「同項ただし書」を「、同項ただし書」に改める。

第61条の2第1項及び第2項中「条例」を「市町村の条例」に改め、同条第3項中「条例」を「市町村の条例」に、「2分も1」を「2分の1」に改める。

第62条中「100分の1.70」を「、100分の1.7」に改める。

第63条の2第1項中「の各号」を削る。

第63条の3第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「避難の指示等（）」及び「被災年（）」の次に「以下この項及び」を加え、「の各号」を削る。

第67条第1項中「4月30日」を「同月30日」に、「7月31日」を「同月31日」に、「9月30日」を「同月30日」に、「12月25日」を「同月25日」に改め、同条第2項中「の規定する」を「に規定する」に改める。

第68条第2項中「同法」を「法」に改める。

第70条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第71条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項ただし書中「当該」を「、当該」に改め、同項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

第72条第1項中「申告する」を「申告をする」に、「及び法第417条第2項及び法」を「並びに法第417条第2項及び」に改める。

第73条中「規則」を「、規則」に改める。

第73条の2第1項ただし書中「徴しない」を「徴収しない」に改める。

第74条第1項中「の各号」を削る。

第74条の3中「王滝村長」を「村長」に改める。

第81条の2中「次の各号に該当する」を「救急用の」に改め、同条第1号を削る。

第82条第1号イ及びエ中「2輪」を「二輪」に改め、同号オ中「3輪」を「三輪」に、「構え」を「備え」に改め、同条第3号中「2輪」を「二輪」に改める。

第83条第2項中「5月31日」を「同月31日」に改める。

第87条第1項から第3項までの規定中「2輪」を「二輪」に改め、同条第4項中「規則の」を「規則で」に改め、「の各号」を削る。

第88条第1項中「理由」を「事由」に改める。

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「又は事業所」を「又は事務所」に改める。

第90条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「特手免許情報」を「特定免許情報」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改め、同条第4項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第91条第1項に次のただし書を加える。

ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第91条第3項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第5項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第7項中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第8項中「き損し」を「毀損し」に、「ま滅した」を「摩滅した」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

第94条第2項の表を次のように改める。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

第94条第8項中「たばこ税」を「金額」に改める。

第98条第2項の表の右欄を次のように改める。

	3月
	6月
	9月
	12月

第104条中「100分の1」を「、100分の1」に改める。

第106条第1項中「同様」を「、同様」に改める。

第131条第4項中「所得者」を「取得者」に改め、同条第5項中「保留地予定地」を「保留地予定地

等」に改め、同条第6項中「埋立地」を「埋立地等」に改める。

第132条第1項中「納税管理人承認申告書」を「納税管理人承認申請書」に改める。

第139条の3第1項中「ことができる」を削り、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第145条第3項中「この」を「その」に改める。

第146条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改める。

第149条第1号中「又は事業所」を「又は事務所」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

附則第5条第1項中「、所得割」を「、村民税の所得割」に改める。

附則第6条の見出し中「支払った」を「支払った」に、「医薬品控除」を「医療費控除」に改め、同条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の6第1項第1号中「普通徴収の額」を「普通徴収に係る個人の村民税の額」に、「合計額」を「合算額」に、「特別税額控除前の普通徴収に係る県民税の額」を「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」に改め、同項第4号中「合計額と」を「合算額と」に改める。

附則第7条の7第1項第1号中「所得割及び」を「所得割額及び」に、「をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に」を「に」に改め、同項第2号中「合算額」を「合計額」に改め、同項第3号中「第2期金額」を「第2期分金額」に改め、同項第4号中「10月金額」を「10月分金額」に、「の3月31日」を「の1月31日」に、「年金所得に係る個人の住民税に係る特別税額控除額」を「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」に改め、同条第3項第1号中「年金所得に係る個人の特別徴収の村民税に係る特別税額控除額」を「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」に改め、同項第2号中「の3月31日」を「の1月31日」に改め、同条第4項中「第47条の4」の次に「の規定」を加える。

附則第8条第3項中「前条中」を「附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中」に改める。

附則第9条第2項及び第3項中「あつた」を「あった」に改める。

附則第9条の2中「あつた」を「あった」に、「なかつた」を「なかった」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第1号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第1項中「条例」を「市町村の条例」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「附則第15条第2項第5号に規定する」を「法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の」に、「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「条例」を「市町村の条例」に、「5分の3」を「5分の3」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第4項から第7項までの規定中「条例」を「市町村の条例」に、「3分の2」を「、3分の2」に改め、同条第8項及び第9項中「条例」を「市町村の条例」に、「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第10項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条第11項から第13項までの規定中「条例」を「市町村の条例」に、「2分の1」を「、2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に、「条例」を「市町村の条例」に改め、同条第15項中「条例」を「市町村の条例」に改め、同条第16項を削り、同条第17項中「2分の

1」を「、2分の1」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「条例」を「市町村の条例」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を削り、同条第20項中「条例」を「市町村の条例」に、「3分の1」を「、3分の1」に改め、同項を同条第18項とする。

附則第10条の3第1項中「附則第15の6第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第3項中「が提出され」を「の提出がされ」に改め、同条第5項中「規定の登録」を「登録」に改め、同条第9項中「附則第15条の10第10項」を「附則第15条の9第9項」に、「同条第10項に」を「同条第9項に」に改め、同条第10項中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同項第1号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第6号中「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条第11項第1号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第6号中「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条第12項中「同行の」を「同項に」に、「第7条第17項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第13項中「附則第7条第17号各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第14項中「附表第7条第18項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第11条第6号中「、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項」を「法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第13条の4の場合には法附則第21条の2第2項において準用する法附則第18条第6項及び第18条の3」に改める。

附則第12条第2項中「令和8年度分」を「令和8年度」に改める。

附則第13条中「額。」を「額」に改め、同条の表の右欄を次のように改める。

負担調整率	
	1.025
	1.05
	1.075
	1.1

附則第15条第4項中「金額」を「額」に改める。

附則第15条の2第2項中「長野県知事」を「県知事」に改め、同条第3項中「長野県知事」を「県知事」に、「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改める。

附則第16条の2第2項中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改める。

附則第16条の3第3項第5号中「附則第7重の8」を「附則第7条の8」に、「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の3第1項」に改める。

附則第16条の4第1項中「、前年中に」を「、前年中の」に改め、同条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項中「その他」を「その他の」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第3項第1号中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項第3号中「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項第5号中「附則第19条第1項」を「附則第17条第1項」に改める。

附則第18条第2項中「その他」を「その他の」に、「をいう」を「とする」に改め、同条第5項第1

号中「あるのは」を「あるのは、」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は利子所得金額又は」を「若しくは」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。
 - (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。
 - 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
 - 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第21条の2中「の各号」を削り、同条第5号中「第1号から前号まで」を「前各号」に改める。
附則第24条を附則第25条とする。

附則第23条第1項中「第9条第7項の規定は」を「第9条第7項の規定は、」に改め、「第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ」を削り、同条第2項を削り、同条を附則第24条とする。

附則第22条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条を附則第23条とし、附則第21条の2の次に次の1条を加える。

第22条 削除

別表中「第34条の7第1項第1号関係」を「第34条の7関係」に、「第34条の7第1項第1号ア」を「第34条の7第1項第1号」に、「第34条の7第1項第1号イ」を「第34条の7第1項第2号」に、「第34条の7第1項第1号ウ」を「第34条の7第1項第3号」に、「第34条の7第1項第1号エ」を「第34条の7第1項第4号」に、「第34条の7第1項第1号オ」を「第34条の7第1項第5号」に、「第34条の7第1項第1号カ」を「第34条の7第1項第6号」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「第34条の7第1項第1号キ」を「第34条の7第1項第7号」に、「第34条の7第1項第1号ク」を「第34条の7第1項第8号」に、「第34条の7第1項第1号ケ」を「第34条の7第1項第9号」に改め、「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により」及び「同法第1

条に規定する」を削り、「第34条の7第1項第1号コ」を「第34条の7第1項第10号」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(王滝村税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 王滝村税条例の一部を改正する条例(平成26年王滝村条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「係る村税条例」を「係る王滝村税条例」に改め、同条の表附則第16条第1項の項中「村税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第10号)」を「王滝村税条例の一部を改正する条例(平成26年王滝村条例第10号)」に改める。

第3条 王滝村税条例の一部を改正する条例(令和6年王滝村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項の改正規定を次のように改める。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第1条ただし書中「既定」を「規定」に改め、同条第2号中「別表第1項第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項」を「別表」に、「次条」を「次条第1項」に改める。

附則第2条第1項中「既定」を「規定」に、「税条例」を「王滝村税条例」に、「第1号ケに」を「第9号に」に、「同項第1号ケ」を「同項第9号」に改める。

第4条 王滝村税条例の一部を改正する条例(令和7年王滝村条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「規定」を「改正規定」に改め、同条第3号中「第1条の3」を「第18条の3」に改める。

附則第2条中「村税条例」を「王滝村税条例」に改める。

附則第3条第2項中「いか」を「以下」に改め、同条第3項中「村税条例」を「王滝村税条例」に、「提出された」を「提出した」に改める。

附則第6条第2項中「令和87年4月1日」を「令和8年4月1日」に、「村税条例」を「王滝村税条例」に、「係」を「係る」に改め、同項第1号中「村税条例」を「王滝村税条例」に改め、同条第3項中「前各号」を「前項各号」に改める。

王滝村税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

○王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）【本則関係】

改正後	改正前	改正内容
(定義)	(用語)	準則にあわせるもの
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)	準則にあわせるもの
(1) 徴税吏員 村長又はその委任を受けた村職員をいう。	(1) 徴税職員 村長又はその委任を受けた村職員をいう。	準則にあわせるもの
(2) 徴収金 村税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び <u>滞納処分費</u> をいう。	(2) 徴収金 村税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び <u>延滞処分費</u> をいう。	総務省条例（例）にあわせるもの
(王滝村行政手続条例の適用除外)		過去の改正漏れ
第 4 条 王滝村行政手続条例（平成 8 年王滝村条例第 5 号） 第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、村税に関する条例等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、王滝村行政手続条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。	第 4 条及び第 5 条 削除	平成 8 年行政手続条例制定時の税条例改正漏れ 地方税法において行政手続法の適用除外が規定されている
2 王滝村行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るため行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。		
第 5 条 削除		
第 6 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。	第 6 条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。	一般的な言い回しとして「条例の実施」とする
(課税漏れ等に係る村税の取扱い)	(課税洩れ等に係る村税の取扱)	「洩」は常用漢字外
第 7 条 課税漏れに係る村税又は偽りその他不正の行為により免れた村税があることを発見した場合には、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその全額を直ちに徴収する。	第 7 条 課税洩れに係る村税又は詐欺その他不正の行為により免れた村税があることを発見した場合には、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその全額を直ちに徴収する。	準則の送り仮名に合わせ「取扱い」とする 「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする

改正後	改正前	改正内容
<p>第9条 (略)</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類は、第2項から第4号までに掲げる書類とする。</p>	<p>誤植による条文の一部削除</p>
<p>第11条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類</p> <p>(3) その他村長が職権による換価の猶予(法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をいう。)に関し必要と認める書類</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</p> <p>(3) その他村長が職権による換価の猶予に関し必要と認める書類</p>	<p>一般的な言い回しとして「分割納入をさせる」とする</p> <p>「換価の猶予」について、法的な定義を加える</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納入をさせることとする。ただし、村長が当該方法によることができないやむを得ない事情がある場合、随時の納付又は納入とすることができる。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項および第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納入させることとする。ただし、毎月の分割納付又は分割納入させることができないやむを得ない事情があると村長が認める場合は、随時の納付又は納入とすることができる。</p>	<p>一般的な言い回しとして「分割納入をさせる」とする</p> <p>ただし書中、重複する部分を「村長が当該方法により」と改める</p>
<p>4 (略)</p> <p>(4) その他村長が申請による換価の猶予(法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をいう。次項第2号において同じ。)に関し必要と認める事項</p>	<p>4 (略)</p> <p>(4) その他市長が申請による換価の猶予に関し必要と認める事項</p>	<p>誤植のため「村長」とする</p> <p>「換価の猶予」について、法的な定義を加える。</p>
<p>6 (略)</p> <p>(3) 第4項第3号に掲げる事項</p>	<p>6 (略)</p> <p>(3) 第6項第3号に掲げる事項</p>	<p>誤植のため引用条項を「第4項第3号」とする</p>
<p>(4) その他村長が申請による換価の猶予期間の延長(法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をいう。)に関し必要と認める事項</p>	<p>(4) その他村長が申請による換価の猶予期間の延長に関し必要と認める事項</p>	<p>「換価猶予期間の延長」について法的な定義を加える</p>
<p>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p>	<p>7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</p>	<p>準則に合わせ「条例で定める期間」とする</p>

改正後	改正前	改正内容
(担保を徴する必要がない場合)		総務省条例(例)に合わせ見出しを追加する
第13条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。	第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。	引用法規を「地方税法第16条第1項ただし書」とする
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、王滝村公告式条例(昭和31年王滝村条例第2号)第2条第2項に規定する役場前掲示場において行うものとする。	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、王滝村公告式条例(昭和31年条例第2号)第2条第2項に規定する役場前掲示場において行うものとする。	総務省条例(例)合わせ「王滝村条例」とする
第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	「2輪」を「二輪」に改める
第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。)を請求する者は、手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、この限りでない。	第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。)を請求する者は、手数料を納付しなければならない。	第1項で手数料の納付義務及び免除規定を規定し、第2項で料金を規定する項建てに改める
2 前項の手数料は、証明書1枚ごとに350円とする。	2 前項の納税証明書の手数料は、証明書1枚ごとに350円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。	
3 前項の証明書の枚数の計算に着いては、年度、税目、証明事項等を基準として王滝村手数料徴収条例(平成12年王滝村条例第14号)で定める。	3 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として王滝村手数料条例(平成12年条例第14号)で定める。	総務省条例(例)に合わせ「王滝村条例」とする
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	準則にあわせ、動詞と接続詞の間に読点を付す
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、	第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、	

改正後	改正前	改正内容
<p>第 47 条の 4 第 1 項 (第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項 (法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入をする場合には、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>第 1 号</u>、第 2 号及び第 5 号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>第 47 条の 4 第 1 項 (第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項 (法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入をする場合には、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。<u>以下第 1 号</u>、第 2 号及び第 5 号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>通例に合わせ「第 1 号」とする</p>
<p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 1 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>及び</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算についてこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>	<p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 1 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>並びに</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算についてこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p>	<p>一般的な言い回しとして「及び」に改める</p>
<p>第 21 条 <u>徴税吏員</u>は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。</p>	<p>第 21 条 <u>徴税職員</u>は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴取しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴取しない。</p>	<p>用語の改正に伴う条文整備</p>
<p>第 24 条 (略) (削除)</p>	<p>第 24 条 (略) <u>3 村内に住所を有する者で均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で村内に住所を有するものに対しては均等割を課さない。</u></p>	<p>条文削除 過去の改正漏れ (平成 16 年制度改正)</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>第 25 条 村民税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の<u>区域外</u>に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。</p>	<p>第 25 条 村民税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の<u>地区外</u>に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「区域外」とする</p>
<p>第 23 条 （略）</p> <p>5 法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>第 23 条 （略）</p> <p>5 法第 23 条第 1 項 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第 34 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>第 1 項第 17 条の誤植を改める</p>
<p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が</p>	<p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族扶養控除額を、前年の合計所得金額が</p>	<p>誤植のため「特定親族<u>扶養</u>控除額」を「特定親族<u>特別</u>控除額」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	
<p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、別表に掲げるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>過去の改正誤り 当村の条例では第34条の7第1項第2号の規定が存在しないため、改正前の第1号ア～コをそれぞれ第1号から第10号に号建てする</p>
<p>(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p>	<p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1項に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する独立地方行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目である業務に関連するものに限る。） エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに</p>	

改正後	改正前	改正内容
	<p>限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p>	
<p>(2) 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 1 項に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p>		

改正後	改正前	改正内容
(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）		
(9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
(10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する非営利活動に関する寄附金（その		

改正後	改正前	改正内容
<p>寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</p>		
<p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p>	<p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項に確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p>	<p>誤植のため「前項に」を「前項の」に改める</p>
<p>第35条 第23条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次に定めるところによって、その者の第33条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。</p>	<p>第35条 第23条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによって、その者の第33条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。</p>	<p>準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震</p>	<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。</p>	<p>準則に合わせ 「この限りでない」に改める</p>
<p>(削除)</p>	<p>6 <u>第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、村長に提出しなければならない。</u></p>	<p>引用条項（第34条の7第1項第2号）が存在しないため削除する</p>
<p>6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で村内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行</u></p>	<p>7 <u>第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で村内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施</u></p>	<p>改正前第6項削除による 「項ずれ」</p>

改正後	改正前	改正内容
規則で定める記載によることができる。	行規則で定める記載によることができる。	
<u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)	<u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)	(項ずれ)
第36条の3の2 (略)	第36条の3の2 (略)	
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の途中において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>	<p>地方税法の条文が前出のため「同条」の表記とする</p> <p>準則に合わせ「中途」に改める</p>
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項又は同条第1項の給与支払者</u>からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p>	<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者</u>からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p>	<p>地方税法の条文が前出のため「同条」の表記とする</p>
<p>4 <u>第1項</u>及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出さ</p>	<p>4 <u>第2項</u>及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出さ</p>	<p>引用誤りのため「第2項」を「第1項」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>れたものとみなす。</p>	<p>れたものとみなす。</p>	
<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p>	<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。</p>	<p>「あつて」を「あつて」に改める</p> <p>地方税法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定に改める</p>
<p>2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第</p>	<p>2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支</p>	<p>地方税法の条文が前出のため「同条」の表記とする</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。</p>	
<p>第 36 条の 4 村民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>第 36 条の 4 村民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 9 項若しくは第 10 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>改正後の条例において第 36 条の 2 第 6 項を削除するため「同条第 8 項若しくは第 9 項」に改める</p>
<p>第 38 条 (略)</p>	<p>第 38 条 (略)</p>	
<p>3 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>	<p>3 森林環境税は、当該村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>	<p>総務省条例(例)に合わせ「個人の」を加える</p>
<p>第 40 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 6 月 1 日から同月 30 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 翌年 1 月 1 日から同月 31 日まで</p>	<p>第 40 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 6 月 1 日から 6 月 30 日まで 第 2 期 8 月 1 日から 8 月 31 日まで 第 3 期 10 月 1 日から 10 月 31 日まで 第 4 期 翌年 1 月 1 日から 1 月 31 日まで</p>	<p>総務省条例(例)及び通例に合わせ「同月」とする</p>
<p>第 41 条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第 1 項の納期(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>第 41 条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第 1 項の納期(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>準則に合わせ「、」を付す 地方税法の規定から「ことに」を「ことと」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>第 42 条 個人の村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。</p>	<p>第 42 条 個人の村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。</p>	<p>「併」は常用漢字であるため「併せて」に改める</p>
<p>第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に第 35 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 36 条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。</p>	<p>第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第 35 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 36 条の規定を適用して個人の村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課さるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。</p>	<p>準則に合わせ「若しくは」を「又は」に改める</p> <p>誤植のため「賦課さる」を「賦課される」に改める</p>
<p>4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>「あつて」を「あって」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>第 44 条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る<u>所得割額</u>及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>第 44 条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（<u>次の各号</u>に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る<u>所得税額</u>及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>準則に合わせ「の各号」を削る</p> <p>誤植のため「所得割額」に改める</p>
<p>(1) <u>支給期間</u>が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p>	<p>(1) <u>支払期間</u>が 1 月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者</p>	<p>地方税法にあわせ「支給期間」に改める</p>
<p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受けるもの</p>	<p>(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者</p>	<p>準則に合わせ「もの」に改める</p>
<p>第 47 条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、<u>その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後</u>において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合には<u>そのそれぞれの納期</u>において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>第 47 条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合には<u>それぞれの納期</u>において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>条例第 47 条の 6 第 1 項、地方税法第 321 条の 7 との整合性から「その」および「それぞれ」を加える</p>
<p>第 47 条の 2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である</p>	<p>第 47 条の 2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢 65 歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境譲与税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「森林環境税額」と、「方法により」に改める</p>
<p>第 48 条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第 48 条 村民税を申告納付する義務のある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書（第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「義務が」に改める</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事業所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>誤植のため「事務所」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>地方税法の表記に合わせ「延滞金額」に改める</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、<u>詐偽</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p>
<p>7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出が<u>あった</u>とき（当該修正申告書に係る村民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告</p>	<p>7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出が<u>あつた</u>とき（当該修正申告書に係る村民税について同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告</p>	<p>「あつた」を「あった」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）が<u>あった</u>後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する村民税に<u>あっては</u>、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）が<u>あつた</u>後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐偽</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する村民税に<u>あつては</u>、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p>
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が<u>あった</u>日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>	<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が<u>あつた</u>日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>	<p>「あつた」を「あった」に改める</p>
<p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを村長に提出しなければならない。</p>	<p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要とな<u>つた</u>事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを村長に提出しなければならない。</p>	<p>「なつた」を「なった」に改める</p>
<p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出が<u>あった</u>ときは、これらの処分又は届出書の提出が<u>あつた</u>日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は、<u>適用しない</u>。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>5 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出が<u>あつた</u>ときは、これらの処分又は届出書の提出が<u>あつた</u>日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は<u>適用しない</u>。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>「あつた」を「あった」に改める 準則に合わせ「、」を加える</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>16 第 12 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項の処分が<u>あった</u>ときは、これらの届出書の提出又は処分が<u>あった</u>日の翌日以後の第 12 項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>16 第 12 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項の処分が<u>あつた</u>ときは、これらの届出書の提出又は処分が<u>あつた</u>日の翌日以後の第 12 項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>「あつた」を「あった」に改める 準則に合わせ「、」を加える</p>
<p>第 50 条 (略)</p>	<p>第 50 条 (略)</p>	
<p>3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が<u>法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日</u>（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日<u>が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日</u>（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、<u>詐偽</u>その他不正の行為により村民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>地方税法の規定に合わせ「、」を削除する 「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p>
<p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）が<u>あつた</u>とき（当該増額更正に係る村民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）が<u>あつた</u>後に、当該増額更正が<u>あつた</u>ときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの</p>	<p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）が<u>あつた</u>とき（当該増額更正に係る村民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）が<u>あつた</u>後に、当該増額更正が<u>あつた</u>ときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの</p>	<p>「あつた」を「あった」に改める（3ヶ所）</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の4第4項に規定する村民税に<u>あつては</u>、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐偽</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第48条の15の4第4項に規定する村民税に<u>あつては</u>、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p> <p>「あつては」「あつては」に改める</p>
<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が<u>あつた日</u>（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>	<p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が<u>あつた日</u>（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p>	<p>「あつた」を「あつた」に改める</p>
<p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものに<u>あつては</u>、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものに<u>あつては</u>、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p>	<p>「あつては」を「あつては」に改める</p>
<p>第51条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、<u>村長</u>において必要があると認めるものに対し、村民税を減免する。</p>	<p>第51条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、<u>村長</u>において必要があると認めるものに対し、村民税を減免する。</p>	<p>他の規定に合わせ「、」を追加する</p>
<p>(5) <u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</p>	<p>(5) <u>認可地縁団体</u></p>	<p>認可地縁団体の法的定義を加える</p>
<p>(6) <u>特定非営利活動促進法</u>（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</p>	<p>(6) <u>特定非営利活動法人</u></p>	<p>特定非営利活動法人の法的定義を加える</p>
<p>2 前項の規定により村民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに</u>、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が同項各号</p>	<p>2 前項の規定により村民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに</u>次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が同項</p>	<p>※ 「身体障がい者等に対する地方税の減免申請を延長して欲しい」との行政相談を受け、平</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、村民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>成 27 年 3 月 31 日総務省から市町村の実情に応じ期限を定める旨通知が発出されている 当村においても申請期限を「納期限前 7 日」から「納期限まで」に改める</p>
<p>第 52 条 (略)</p> <p>2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 52 条 (略)</p> <p>2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐欺</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p>
<p>3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>偽り</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は令第 48 条の 15 の 4 第 4 項に規定する村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（<u>詐欺</u>その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき村民税又は<u>又は</u>令第 48 条の 15 の 4 第 4 項に規定する村民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>「法令に用いる漢字使用等」に合わせ「偽り」の表記とする</p> <p>「又は」重複部分を削除する</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>第 53 条の 2 退職手当等（所得税法第 199 条の規定により<u>その所得税を徴収して納付すべきものに限る。</u>以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において村内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第 33 条、第 34 条の 3 及び第 37 条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第 53 条の 12 までに規定するところによって課する。</p>	<p>第 53 条の 2 退職手当等（所得税法第 199 条の規定により、<u>その所得税を徴収して納付すべきものに限る。</u>以下同じ。）の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において村内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第 33 条、第 34 条の 3 及び第 37 条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第 53 条の 12 までに規定するところによって課する。</p>	<p>地方税法に合わせ「、」を削除する</p>
<p>第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。</p>	<p>第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 3 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を村長に提出し、及びその納入金を村に納入しなければならない。</p>	<p>過去の改正誤り 当村では光学文字認識システム（OCR）が未導入のため、関係条文の一部を削除する</p>
<p>第 53 条の 7 の 2 第 46 条の 2 から第 46 条の 5 までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第 46 条の 2 中「第 45 条第 1 項」とあるのは「第 53 条の 6」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、第 46 条の 4 中「第 46 条の 2」とあるのは「第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2」と、第 46 条の 5 中「第 46 条の 2」とあるのは「第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2」と、「第 46 条に規定する月割額」とあるのは「第 53 条の 7 の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 53 条の 7 の 2 第 46 条の 2 から第 46 条の 5 までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第 46 条の 2 中「第 45 条第 1 項」とあるのは「第 53 条の 6」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と読み替え、第 46 条の 4 中「第 46 条の 2」とあるのは「第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2」と読み替え、第 46 条の 5 中「第 46 条の 2」とあるのは「第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2」と、「第 46 条に規定する月割額」とあるのは「第 53 条の 7 の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。</p>	<p>条文整備 「読み替え」が複数個存在する条文を整理するもの</p>
<p>第 53 条の 9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において村内に住所を有する<u>ものは</u>、その支払を受ける時までに、施行規則第 5 号の 9 様式による申告書とその退職手当</p>	<p>第 53 条の 9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において村内に住所を有する<u>者は</u>、その支払を受ける時までに、施行規則第 5 号の 9 様式による申告書とその退職手当等の</p>	<p>準則に合わせ 「者」を「もの」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>等の支払をする者を経由して、村長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第 328 条の 14 の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>	<p>支払をする者を経由して、村長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第 328 条の 14 の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>	
<p>第 53 条の 12 (略)</p> <p>2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第 53 条の 7 又は第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2 の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>	<p>第 53 条の 12 (略)</p> <p>2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第 53 条の 7 又は第 53 条の 7 の 2 において準用する第 46 条の 2 の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（納期限までの期間又は納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p>	<p>地方税法の表記に合わせ「延滞金額」に改める</p>
<p>第 54 条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専有部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同じ。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者</p>	<p>第 54 条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 3 項の専用部分の属する家屋（同法第 4 条第 2 項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第 2 条第 2 項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第 348 条第 1 項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有して</p>	<p>誤植のため「専有部分」に改める</p> <p>準則に合わせ「同じ」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
をいう。	いる者をいう。	
<p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、<u>村</u>は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>	<p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、<u>王滝村</u>は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「村」とする</p>
<p>5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、<u>村</u>は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>	<p>5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、<u>王滝村</u>は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「村」とする</p>
<p>7 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項の規定により使用する<u>埋立地若しくは干拓地</u>（以下この項において「<u>埋立地等</u>」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により<u>造成する埋立地等</u>（同法第 42 条第 2 項の規定による<u>通知前の埋立地等</u>に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（<u>埋立て又は干拓に関する工事</u>に関して使用されているものを除く。）については、<u>これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区</u>（以下この項において「<u>都道府県等</u>」という。）以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定により使用する<u>埋立地等</u>にあつては、<u>当該埋立地等</u>を使用する者をもって<u>当該埋立地等</u>に係る第 1 項の所有者とみなし、<u>都道府県等</u>が同条第 1 項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により<u>造成する埋立地等</u>にあつては、<u>都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に</u></p>	<p>7 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項の規定により使用する<u>埋立地</u>（以下この項において「<u>埋立地</u>」という。）又は国が埋立てにより<u>造成する埋立地</u>（同法第 42 条第 2 項の規定による<u>竣功通知前の埋立地</u>に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（<u>埋立てに関する工事</u>に関して使用されているものを除く。）については、<u>これらの埋立地をもって土地とみなし、これらの埋立地のうち、県、村、これらの組合、財産区及び合併特別区</u>（以下この項において「<u>県等</u>」という。）以外の者が同法第 23 条第 1 項の規定により使用する<u>埋立地</u>にあつては、<u>当該埋立地</u>を使用する者をもって<u>当該埋立地</u>に係る第 1 項の所有者とみなし、<u>県等</u>が同条第 1 項の規定により使用し、又は国が埋立てにより<u>造成する埋立地</u>にあつては、<u>県等又は国が当該埋立地を県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地</u>を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は</p>	<p>過去の改正漏れ</p> <p>地方税法の規定に合わせ、現行の総務省条例（例）に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>使用させている場合に限り、<u>当該埋立地等</u>を使用する者（土地改良法第 87 条の 2 第 1 項の規定により国又は都道府県が行う同項第 1 号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第 49 条の 3 に規定するものを除く。）をもって<u>当該埋立地等</u>に係る第 1 項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>県が行う同項第 1 号の事業により<u>造成された埋立地</u>を使用する者で令第 49 条の 3 に規定するものを除く。）をもって<u>当該埋立地</u>に係る第 1 項の所有者とみなすことができる。</p>	
<p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 15 で定めるものを含む。）であって、<u>当該家屋の所有者</u>以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより<u>当該家屋の所有者</u>が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 15 で定めるものを含む。）であって、<u>家屋の所有者</u>以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより<u>家屋の所有者</u>が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>地方税法の規定に合わせ「当該家屋」に改める</p>
<p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 152 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人</p>	<p>第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 64 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人</p>	<p>過去の改正漏れ 令和 6 年税制改正</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p>	<p>をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。</p>	
<p>第57条 (略)</p>	<p>第57条 (略)</p>	
<p>(2) 社会福祉事業等の開始又は設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日</p>	<p>(2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日</p>	<p>準則に合わせ「又は」に改める</p>
<p>第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。</p>	<p>第60条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合には当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。</p>	<p>地方税法の表記に合わせ「、」を加える</p>
<p>第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過した)ごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下</p>	<p>第61条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過する)ごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下</p>	<p>準則に合わせ「経過した」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。</p> <p>3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、<u>同項ただし書</u>の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>「家屋課税台帳等」という。)に登録されたものとする。</p> <p>3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため<u>同項ただし書</u>の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は村内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>地方税法の規定に合わせ「、」を追加する</p>
<p>第61条の2 法第349条の3第27項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>第61条の2 法第349条の3第27項に規定する<u>条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>総務省条例(例)に合わせ「市町村の条例」とする</p>
<p>2 法第349条の3第28項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 法第349条の3第28項に規定する<u>条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>3 法第349条の3第29項に規定する<u>市町村の条例</u>で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>3 法第349条の3第29項に規定する<u>条例</u>で定める割合は、2分も1とする。</p>	<p>(同条) 誤植のため「2分の1」とする</p>
<p>第62条 固定資産税の税率は、<u>100分の1.7</u>とする。</p>	<p>第62条 固定資産税の税率は <u>100分の1.70</u>とする。</p>	<p>地方税法の表記に合わせ小数点以下1位の表記とする</p>
<p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出</p>	<p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	<p>は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	
<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	<p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	<p>準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（以下この項及び第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（以下この項及び第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年</p>	<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除</p>	<p>準則に合わせ「以下この項及び」を加える</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。) には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。) の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	<p>く。第 74 条の 2 において同じ。) には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。) の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を村長に提出して行わなければならない。</p>	<p>準則にあわせ「の各号」を削る</p>
<p>第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 4 月 1 日から同月 30 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで 第 4 期 12 月 1 日から同月 25 日まで</p>	<p>第 67 条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。 第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで 第 2 期 7 月 1 日から 7 月 31 日まで 第 3 期 9 月 1 日から 9 月 30 日まで 第 4 期 12 月 1 日から 12 月 25 日まで</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「同月」とする</p>
<p>2 村長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。</p>	<p>2 村長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。</p>	<p>準則に合わせ「に規定する」に改める</p>
<p>第 68 条 (略)</p>	<p>第 68 条 (略)</p>	
<p>2 法第 364 条第 5 項の固定資産について同条第 2 項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第 389 条第 1 項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る法第 364 条第 5 項の仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（村長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において村長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。</p>	<p>2 法第 364 条第 5 項の固定資産について同条第 2 項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第 389 条第 1 項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る同法第 364 条第 5 項の仮算定税額（以下この項において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額（村長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において村長が定める額とする。）を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。</p>	<p>法制執務的に、略称規定を設けた法律を「同法」ど受けすることができないため、「法」に改める</p>
<p>第 70 条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付する</p>	<p>第 70 条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付す</p>	<p>「併」は常用漢字であるため「併せて」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>ことができる。</p>	<p>ることができる。</p>	
<p>第71条 (略)</p>	<p>第71条 (略)</p>	
<p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、<u>村長が、当該者が</u>所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、<u>村長が当該者が</u>所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>※第51条第2項と同様 総務省条例(例)に合わせ「、」を加える</p>
<p>(5) 減免を受けようとする事由及び<u>前項第3号</u>の固定資産にあっては、その被害の状況</p>	<p>(5) 減免を受けようとする事由及び<u>第1項第3号</u>の固定資産にあっては、その被害の状況</p>	<p>準則に合わせ「前項」に改める</p>
<p>第72条 不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって村長に<u>申告をする義務</u>がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合並びに法第417条第2項及び第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。</p>	<p>第72条 不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって村長に<u>申告する義務</u>がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。</p>	<p>地方税法の規定に合わせ「申告をする」に改める 法制執務的に「並びに」に改める</p>
<p>第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。</p>	<p>第73条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。</p>	<p>準則に合わせ「、」を加える</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、1 回につき 350 円とする。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p>	<p>第 73 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、1 回につき 350 円とする。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。</p>	<p>地方自治法の規定に合わせ「徴収しない」に改める</p>
<p>第 74 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第 74 条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地を所有する者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。</p>	<p>準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。</p>	<p>第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を王滝村長に提出しなければならない。</p>	<p>他の例規に合わせ「村長」とする</p>
<p>(3) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>	<p>(3) その他王滝村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>	<p>(同上)</p>
<p>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>非課税の「救急用」を第 1 項で定め、第 1 号を削除する</p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) 救急用のもの</p>	
<p>第 82 条 (略) (1) 原動機付自転車 イ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以</p>	<p>第 82 条 (略) (1) 原動機付自転車 イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以</p>	<p>「2 輪」を「二輪」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
下のもの 年額 2,000 円	下のもの 年額 2,000 円	
エ <u>二輪</u> のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円	エ <u>2 輪</u> のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円	(同上)
オ <u>三輪</u> 以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の <u>三輪</u> のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円	オ <u>3 輪</u> 以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の <u>3 輪</u> のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 年額 3,700 円	「3 輪」を「三輪」に改める 誤植のため「構え」を「備え」に改める
(3) <u>二輪</u> の小型自動車 年額 6,000 円	(3) <u>2 輪</u> の小型自動車 年額 6,000 円	「2 輪」を「二輪」に改める
第 83 条 (略)	第 83 条 (略)	総務省条例（例）及び通例に合わせ「同月」とする
2 種別割の納期は、5 月 1 日から同月 31 日までとする。	2 種別割の納期は、5 月 1 日から 5 月 31 日までとする。	
第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び <u>二輪</u> の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。	第 87 条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び <u>2 輪</u> の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を村長に提出しなければならない。	「2 輪」を「二輪」に改める
2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び <u>二輪</u> の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則	2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び <u>2 輪</u> の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則	「2 輪」を「二輪」に改める

改正後	改正前	改正内容
<p>第 33 号の 5 様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>第 33 号の 5 様式による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を村長に提出しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を村長に提出しなければならない。</p>	<p>「2 輪」を「二輪」に改める</p>
<p>4 第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則で定めるところにより、当該請求のあった日から 15 日以内に、村長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</p>	<p>4 第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から 15 日以内に、村長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p>	<p>準則に合わせ「規則で」に改める 準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>準則に合わせ「事由」に改める</p>
<p>第 89 条 (略)</p>	<p>第 89 条 (略)</p>	
<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。</p>	<p>(身体障がい者等に対する配慮) 準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び</p>	<p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号及び</p>	<p>誤植のため「事業所」を「事務所」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>	<p>次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>	
<p>第90条 村長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p>	<p>第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p>	<p>準則に合わせ「の各号」を削る</p>
<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>	<p>(身体障がい者等に対する配慮)</p> <p>準則に合わせ「の各号」を削る</p>

改正後	改正前	改正内容
3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された <u>特定免許情報</u> を確認するために必要な措置を <u>受けなければならない</u> 。	3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された <u>特手免許情報</u> を確認するために必要な措置を <u>うけなければならない</u> 。	誤植のため「特定免許情報」に改める 準則に合わせ「受けなければ」に改める
4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、 <u>納期限</u> までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、 <u>納期限前7日</u> までに、村長に対して、当該軽自動車等の提示（村長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	（身体障がい者等に対する配慮）
第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、村長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。 <u>ただし、村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない</u> 。	第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、村長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（村長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。	過去の改正漏れ 総務省条例（例）に合わせ ただし書を加える
3 村長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、 <u>併せて</u> 、その旨を記載した証明書を交付するものとする。	3 村長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、 <u>あわせて</u> 、その旨を記載した証明書を交付するものとする。	「併」は常用漢字のため、 「併せて」に改める
5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の <u>見やすい</u> 箇所に常に取り付けていなければならない。	5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、村長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の <u>見易い</u> 箇所に常に取り付けていなければならない。	「易い」は常用漢字の音訓にな いたため、「見やすい」に改める
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車	7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が村内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車	

改正後	改正前	改正内容																												
<p>又は小型特殊自動車を所有し、<u>若しくは</u>使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>又は小型特殊自動車を所有し<u>若しくは</u>使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、村長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「、若しくは」に改める</p>																												
<p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>毀損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>摩滅した</u>ときは、直ちに、その旨を村長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>毀損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として100円を納めなければならない。</p>	<p>8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を<u>き損し</u>、若しくは亡失し、又は<u>ま滅した</u>ときは、直ちに、その旨を村長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の<u>き損</u>又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として100円を納めなければならない。</p>	<p>「毀」「摩」は常用漢字のため「毀損」、「摩滅」に改める</p>																												
<p>第94条（略） 第2項 表中</p> <table border="1" data-bbox="109 743 900 1054"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(2) かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(3) かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	(1) 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	(2) かみ用の製造たばこ	2グラム	(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>第94条（略） 第2項 表中</p> <table border="1" data-bbox="931 743 1722 1054"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(2) かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>(3) かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	(1) 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	(2) かみ用の製造たばこ	2グラム	(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>表中 右欄を左詰に改める</p>
区分	重量																													
(1) 喫煙用の製造たばこ																														
ア 葉巻たばこ	1グラム																													
イ パイプたばこ	1グラム																													
ウ 刻みたばこ	2グラム																													
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム																													
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム																													
区分	重量																													
(1) 喫煙用の製造たばこ																														
ア 葉巻たばこ	1グラム																													
イ パイプたばこ	1グラム																													
ウ 刻みたばこ	2グラム																													
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム																													
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム																													
<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の<u>金額</u>に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の<u>たばこ税</u>に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>誤植のため「たばこ税」を「金額」に改める</p>																												

改正後	改正前	改正内容																
<p>第 98 条 (略) 第 2 項 表中</p> <table border="1" data-bbox="107 268 900 443"> <tr> <td>1 月及び 2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>4 月及び 5 月</td> <td>6 月</td> </tr> <tr> <td>7 月及び 8 月</td> <td>9 月</td> </tr> <tr> <td>10 月及び 11 月</td> <td>12 月</td> </tr> </table>	1 月及び 2 月	3 月	4 月及び 5 月	6 月	7 月及び 8 月	9 月	10 月及び 11 月	12 月	<p>第 98 条 (略) 第 2 項 表中</p> <table border="1" data-bbox="934 268 1720 443"> <tr> <td>1 月及び 2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>4 月及び 5 月</td> <td>6 月</td> </tr> <tr> <td>7 月及び 8 月</td> <td>9 月</td> </tr> <tr> <td>10 月及び 11 月</td> <td>12 月</td> </tr> </table>	1 月及び 2 月	3 月	4 月及び 5 月	6 月	7 月及び 8 月	9 月	10 月及び 11 月	12 月	<p>表中 右欄を左詰に改める</p>
1 月及び 2 月	3 月																	
4 月及び 5 月	6 月																	
7 月及び 8 月	9 月																	
10 月及び 11 月	12 月																	
1 月及び 2 月	3 月																	
4 月及び 5 月	6 月																	
7 月及び 8 月	9 月																	
10 月及び 11 月	12 月																	
<p>第 104 条 鉱産税の税率は、<u>100 分の 1</u>とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が 200 万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の税率は、100 分の 0.7 とする。</p>	<p>第 104 条 鉱産税の税率は 100 分の 1 とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が 200 万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の税率は、100 分の 0.7 とする。</p>	<p>準則に合わせ「、」を加える</p>																
<p>第 106 条 鉱産税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、<u>同様</u>とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。</p>	<p>第 106 条 鉱産税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から 10 日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から 10 日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また<u>同様</u>とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。</p>	<p>準則に合わせ「、同様」に改める</p>																
<p>第 131 条 (略)</p>	<p>第 131 条 (略)</p>																	
<p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項</p>	<p>4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項</p>																	

改正後	改正前	改正内容
<p>の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。) 又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地 (以下この項において「仮換地等」という。) の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地 (以下この項において「従前の土地」という。) の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の所有者又は<u>取得者</u>とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 45 条第 1 項第 1 号の事業を含む。) 又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地 (以下この項において「仮換地等」という。) の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地 (以下この項において「従前の土地」という。) の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第 1 項の土地の所有者又は<u>所得者</u>とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>誤植のため「所得者」を「取得者」に改める</p>
<p>5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。) の規定によって管理する土地 (以下この項において「<u>保留地予定地等</u>」という。) がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のある日までの間当該<u>保留地予定地等</u>である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該<u>保留地予定地等</u>である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該<u>保留地予定地等</u>である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第 36 条の 2 の 3 に規定する日においてそれらの<u>保留地予定地等</u>である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされて</p>	<p>土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第 100 条の 2 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 46 条第 1 項において適用する場合を含む。) の規定によって管理する土地 (以下この項において「<u>保留地予定地</u>」という。) がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分のある日までの間当該<u>保留地予定地</u>である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該<u>保留地予定地</u>である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該<u>保留地予定地</u>である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第 36 条の 2 の 3 に規定する日においてそれらの<u>保留地予定地</u>である土地の取得がされたものとみなし、それらの<u>保留地予定地</u>である土地を取得することとされている者を第 1 項の</p>	<p>総務省条例 (例) に合わせ「保留予定地」を「保留予定地等」に改める</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>いる者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	
<p>6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地を使用する者」とあるのは「当該埋立地の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>総務省条例(例)に合わせ「埋立地」を「埋立地等」に改める</p>
<p>第132条 特別土地保有税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。</p>	<p>第132条 特別土地保有税の納税義務者は、村内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、木曽郡の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を村長に提出し、又は木曽郡の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を村長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。</p>	<p>誤植のため「納税管理人承認申告書」を「納税管理人承認申請書」に改める</p>
<p>第139条の3 村長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免する。</p>	<p>第139条の3 村長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、村長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。</p>	<p>地方税法の規定を受けての条文のため、「ことができる」を削除する</p>
<p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書</p>	<p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した</p>	<p>(身体障がい者等に対する配慮)</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	
<p>第 145 条 (略)</p>	<p>第 145 条 (略)</p>	
<p>3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を村長に提出し、及び<u>その</u>納入金を納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>3 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を村長に提出し、及び<u>この</u>納入金を納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>地方税法の表記に合わせ「その納入金」に改める</p>
<p>第 146 条 村長は、入湯税の特別徴収義務者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合<u>には</u>、当該特別徴収義務者の申請により 30 日を超えない限度において納期限を延長することができる。</p>	<p>第 146 条 村長は、入湯税の特別徴収義務者のうち災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合<u>においては</u>、当該特別徴収義務者の申請によって 30 日を超えない限度において納期限を延長することができる。</p>	<p>一般的な言い回しとして「においては」を「には」と、「によって」を「により」に改める</p>
<p>第 149 条 (略)</p>	<p>第 149 条 (略)</p>	
<p>(1) <u>住所又は事務所</u>若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p>	<p>(1) <u>住所又は事業所</u>若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p>	<p>誤植のため「又は事業所」を「又は事務所」に改める</p>
<p>(3) <u>前 2 号</u>に掲げるものを除くほか、村長において必要と認める事項</p>	<p>(3) <u>前各号</u>に掲げるものを除くほか、村長において必要と認める事項</p>	<p>準則に合わせ「前各号」を「前 2 号」に改める</p>

王滝村税条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

○王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）【附則関係】

改正後	改正前	改正内容
<p>第 5 条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>村民税の所得割</u>（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>第 5 条 当分の間、村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>所得割</u>（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>地方税法附則に合わせ 「村民税の所得割」に修正する</p>
<p>第 6 条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>第 6 条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医薬品控除の特例）</p>	<p>「支払った」を「支払った」に修正</p>
<p>第 6 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、<u>法附則第 4 条の 5 第 3 項</u>の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第 4 条の 5 第 3 項</u>の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第 6 条 平成 30 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、<u>法附則第 4 条の 4 第 3 項</u>の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「まで並びに<u>法附則第 4 条の 4 第 3 項</u>の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>過去の改正漏れ （令和 6 年制度改正）</p>
<p>第 7 条の 6 （略）</p>	<p>第 7 条の 6 （略）</p>	
<p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の<u>普通徴収</u>に係る個人の村民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の村民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る</p>	<p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の<u>普通徴収の額</u>（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の村民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額を</p>	<p>地方税法附則に合わせ 「普通徴収に係る個人の村民税の額」に修正する 総務省条例（例）に合わせ</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p>	<p>いう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合計額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る県民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p>	<p>「合算額」に修正する</p> <p>「県民税」は誤植のため、「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」に修正する</p>
<p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p>	<p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の村民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合計額とする。</p>	<p>総務省条例(例)に合わせ「合算額」に修正する</p>
<p>第7条の7 (略)</p>	<p>第7条の7 (略)</p>	
<p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金</p>	<p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>所得に係る個人の村民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその</p>	<p>所得に係る個人の村民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係</p>	<p>地方税法附則に合わせ「所得割額」に修正する</p> <p>「その者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）が重複している（誤植）ため削除し「に」とする</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>る個人の村民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	
<p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合算額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>総務省条例（案）及び地方税法附則に合わせ 「合計額」に修正する</p>
<p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とそ</p>	<p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とそ</p>	<p>「第2期金額」は誤植のため</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>の者の<u>第2期分金額</u>との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>の者の<u>第2期金額</u>との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>「第2期分金額」に修正する</p>
<p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の<u>10月分金額</u>の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の<u>1月31日</u>までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の<u>10月金額</u>の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の<u>3月31日</u>までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>「10月金額」は誤植のため「10月分金額」に修正する</p> <p>総務省条例（案）に合わせ「1月31日」に修正する（改正誤り）</p> <p>「個人の住民税」は誤植のため「個人の村民税」に修正する</p>
<p>3 (略)</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5第1項に規</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の特別徴収の村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の村民税の額から第47条の5</p>	<p>総務省条例（例）、地方税法附則に合わせ</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の村民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>「年金所得に係る個人の住民税に係る特別税額控除額」に修正する</p>
<p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p>	<p>総務省条例(案)に合わせ「1月31日」に修正する(改正誤り)</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」</p>	<p>脱字のため「の規定」を加える</p>

改正後	改正前	改正内容
た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。	とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。	
第8条 (略)	第8条 (略)	
3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、 <u>附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする。</u>	3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、 <u>前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする。</u>	総務省条例(例)に合わせ「附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項と、前条中」に修正する
第9条 (略)	第9条 (略)	
2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更が <u>あった</u> ときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更が <u>あった</u> 事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更が <u>あつた</u> ときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更が <u>あつた</u> 事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	「あつた」を「あった」に改める
3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出が <u>あった</u> ときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出が <u>あつた</u> ときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	(同上)
第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場	「あつた」を「あった」と、「なかつた」を「なかった」

改正後	改正前	改正内容
合（法附則第7条第13項の規定により <u>なかつた</u> ものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	合（法附則第7条第13項の規定により <u>なかつた</u> ものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	にそれぞれ改める
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合)	「等」脱字を追加
第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	第10条の2 附則第15条第2項第1号に規定する <u>条例</u> で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。	総務省条例（例）に合わせ「市町村の条例」に修正する 過去の改正漏れのため（平成30年度税制改正） 「3分の1」を「2分の1」に改める
2 法附則第15条第2項第5号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>5分の4</u> とする。	2 附則第15条第2項第5号に規定する <u>条例</u> で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	条例（例）に合わせ「市町村の条例」に修正する 過去の改正漏れのため（令和4年税制改正） 「4分の3」を「5分の4」に改める
3 法附則第15条第14項に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>5分の3</u> （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>2分の1</u> ）とする。	3 法附則第15条第14項に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>5分の3</u> （都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>2分の1</u> ）とする。	条例（例）に合わせ「市町村の条例」に修正する 通例に合わせ「、」を加える
4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	(同上)
5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	5 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	(同上)
6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>3分の2</u>	6 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	(同上)

改正後	改正前	改正内容
とする。		
7 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	7 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>3分の2</u> とする。	(同上)
8 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	8 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	(同上)
9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	(同上)
10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	10 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は <u>4分の3</u> とする。	条例(例)に合わせ「市町村の条例」に修正する 通例に合わせ「、」を加える
11 法附則第 15 条第 25 項第 4 号イに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	11 法附則第 15 条第 25 項第 4 号イに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	(同上)
12 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	12 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ロに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	(同上)
13 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	13 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する設備について同号に規定する <u>条例</u> で定める割合は <u>2分の1</u> とする。	(同上)
14 法附則第 15 条第 28 項に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第 15 条第 29 項に規定する <u>条例</u> で定める割合は、3分の2とする。	過去の改正漏れ(令和5年)のため「附則第 15 条第 28 項」に改める 条例(例)に合わせ「市町村の条例」に修正する
15 法附則第 15 条第 32 項に規定する <u>市町村の条例</u> で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第 15 条第 32 項に規定する <u>条例</u> で定める割合は、3分の2とする。	条例(例)に合わせ「市町村の条例」に修正する
(削除)	16 法附則第 15 条第 33 項に規定する <u>条例</u> で定める割合は、3分の2とする。	(附則第 15 条で規定されているため条文削除)

改正後	改正前	改正内容
16 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	17 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	条文削除に伴う項ずれ 「、」の追加
17 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	18 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	項ずれ 条例（例）に合わせ「市町村の条例」に修正
18 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。	18 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	(同上)
(削除)	19 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。	過去の改正漏れ (令和 5 年制度改正)
	20 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は <u>3 分の 1</u> とする。	条文削除による項ずれ 条例（例）に合わせ「市町村の条例」に集積 「、」の追加
第 10 条の 3 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。	第 10 条の 3 法附則第 15 の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。	脱字のため「条」を追加
3 村長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。	3 村長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。	地方税法附則の表記に合わせ 「書類の提出がされ」に修正
5 法附則第 15 条の 8 第 2 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第	5 法附則第 15 条の 8 第 2 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第	過去の改正漏れ (平成 23 年)

改正後	改正前	改正内容
26号) 第7条第1項の <u>登録</u> を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。	26号) 第7条第1項の <u>規定の登録</u> を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。	地方税法附則に合わせ「規定の登録」を「登録」に修正
9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 <u>同条第9項</u> に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の10第10項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 <u>同条第10項</u> に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。	引用誤りのため「法附則第15条の9第9項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に修正
10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に <u>掲げる書類</u> を添付して村長に提出しなければならない。	10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に <u>規定する書類</u> を添付して村長に提出しなければならない。	総務省条例(例)に合わせ「掲げる書類」に修正
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に <u>あつては</u> 、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に <u>あつては</u> 、住所及び氏名又は名称)	「あつては」を「あつては」に修正
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが <u>できなかつた理由</u>	(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが <u>できなかつた理由</u>	「できなかつた」を「できなかつた」に修正
11 (略)	11 (略)	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に <u>あつては</u> 、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に <u>あつては</u> 、住所及び氏名又は名称)	「あつては」を「あつては」に修正
(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが <u>できなかつた理由</u>	(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することが <u>できなかつた理由</u>	「できなかつた」を「できなかつた」に修正

改正後	改正前	改正内容
<p>12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 17 項各号</u>に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p>	<p>12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る<u>同行</u>の規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第 7 条第 17 項各号</u>に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。</p>	<p>誤植のため 「同行」を「同項」に 「規則」を「附則」に修正</p>
<p>13 村長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に<u>施行規則附則第 7 条第 17 項各号</u>に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</p>	<p>13 村長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に<u>施行規則附則第 7 条第 17 号各号</u>に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。</p>	<p>誤植（脱字）のため 「附則第 7 条第 17 項各号」 に修正</p>
<p>14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 18 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p>	<p>14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附表第 7 条第 18 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p>	<p>誤植のため 「<u>附則第 7 条第 18 項</u>」に修正</p>
<p>第 11 条（略）</p>	<p>第 11 条（略）</p>	
<p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（附則第 13 条の場合には法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項、附則第 13 条の 4</p>	<p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（附則第 13 条の場合には、<u>法附則第 19 条第 2 項</u>において準用する法附則第 18 条第 6 項）</p>	<p>過去の改正漏れ（令和 6 年） 課税標準特例の根拠法令を加える</p>

改正後	改正前	改正内容																				
<p>の場合には法附則第 21 条の 2 第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項及び第 18 条の 3)</p>																						
<p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度分までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>誤植のため「令和 8 年度」に修正</p>																				
<p>第 13 条 (略) 表中</p> <table border="1" data-bbox="107 874 900 1102"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9 以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8 以上 0.9 未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7 以上 0.8 未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7 未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9 以上のもの	1.025	0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05	0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075	0.7 未満のもの	1.1	<p>第 13 条 (略) 表中</p> <table border="1" data-bbox="936 874 1720 1102"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9 以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8 以上 0.9 未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7 以上 0.8 未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7 未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9 以上のもの	1.025	0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05	0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075	0.7 未満のもの	1.1	<p>(表右欄を右詰に修正)</p>
負担水準の区分	負担調整率																					
0.9 以上のもの	1.025																					
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05																					
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075																					
0.7 未満のもの	1.1																					
負担水準の区分	負担調整率																					
0.9 以上のもの	1.025																					
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05																					
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075																					
0.7 未満のもの	1.1																					
<p>第 15 条 (略)</p> <p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第 8 条の 5 第 1 項に規定する額 (当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額) をいう。</p>	<p>第 15 条 (略)</p> <p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第 8 条の 5 第 1 項に規定する額 (当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる金額) をいう。</p>	<p>総務省条例 (例) に合わせ「額」に修正する</p>																				
<p>第 15 条の 2 (略)</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p>	<p>第 15 条の 2 (略)</p> <p>2 長野県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車</p>	<p>総務省条例 (例) に合わせ「県知事」に修正する</p>																				

改正後	改正前	改正内容
<p>第 446 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	
<p>3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>	<p>3 長野県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「県知事」に修正する</p> <p>「あつた」を「あつた」に 「知つた」を「知つた」に修正する</p>
<p>第 16 条の 2 （略）</p>	<p>第 16 条の 2 （略）</p>	
<p>2 村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申</p>	<p>2 村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申</p>	<p>「あつた」を「あつた」に 「知つた」を「知つた」に修正する</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p>	<p>請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</p>	
<p>第16条の3 (略)</p>	<p>第16条の3 (略)</p>	
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>誤植のため「第7条」に修正する 引用誤りのため「附則第16条の3第1項」に修正する</p>
<p>第16条の4 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>前年中の土地等</u>に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>第16条の4 村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、<u>前年中に土地等</u>に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>誤植のため「前年中の」に修正する</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、<u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</u></p>		<p>過去の改正漏れ (令和6年税制改正) 総務省条例(例)に合わせ 条項追加</p>
<p>第17条 (略)</p>	<p>第17条 (略)</p>	
<p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令</p>	<p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の</p>	<p>総務省条例(例)に合わせ</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>の規定の例により計算した同法第 33 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 35 条第 5 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。</p>	<p>規定の例により計算した同法第 33 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 35 条第 5 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>	<p>「その他」を「その他の」に「金額をいう」を「金額とする」に修正する</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>通例に合わせ「、」を加える</p>
<p>(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>通例にあわせ「、」を削る</p>
<p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>引用誤りのため、「附則第 17 条第 1 項」に修正する</p>
<p>第 18 条 (略)</p>	<p>第 18 条 (略)</p>	
<p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第 33 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 34 条第 4 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。</p>	<p>2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第 33 条第 3 項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第 34 条第 4 項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「その他」を「その他の」に「金額をいう」を「金額とする」に修正する</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>5 (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>5 (略)</p>	<p>過去の改正漏れ (令和6年税制改正) 総務省条例(例)に合わせ 条項追加</p>
<p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(5)</p>	<p>過去の改正漏れ (令和6年税制改正) 総務省条例(例)に合わせ 条項追加</p>
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)</p>		
<p>第20条の2 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</u></p>		<p>過去の改正漏れによる条文追加 (平成28年税制改正)</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>		(同上)
<p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p>		(同上)
<p>(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。</p>		(同上)
<p>(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条</p>		過去の改正漏れによる条文追加 (平成 28 年税制改正)

改正後	改正前	改正内容
<p>第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p>		
<p>(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>		<p>過去の改正漏れによる条文追加 (平成 28 年税制改正)</p>
<p>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>		<p>過去の改正漏れによる条文追加 (平成 28 年税制改正)</p>
<p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>		<p>(同上)</p>
<p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた</p>		

改正後	改正前	改正内容
<p><u>年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>		(同上)
<p><u>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p>		(同上)
<p><u>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p>		(同上)
<p><u>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p>		<p>過去の改正漏れによる条文追加 (平成28年税制改正)</p>
<p><u>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p>		(同上)
<p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中</u></p>		

改正後	改正前	改正内容
<p>「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>		(同上)
<p>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>		(同上)
<p>第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>条文追加による「条ずれ」</p> <p>総務省条例（例）に合わせ「同法」を「租税条約等実施特例法」に修正する</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p>	<p>「条ずれ」による引用条項の修正</p>
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>	<p>項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p>	<p>通例に合わせ「並びに」を追加する</p> <p>「条ずれ」による引用条項の修正</p>
<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p>	<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p> <p>総務省条例（例）に合わせ引用法令を修正する</p> <p>通例に合わせ「補填」の表記に修正する</p>
<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」とする。</p>	<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額</u>」とする。</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p>
<p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）について</p>	<p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）について</p>	

改正後	改正前	改正内容
<p>は、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第 34 条の 3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>は、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第 33 条及び第 34 条の 3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率）を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ、引用法規を修正する</p>
<p>5 （略）</p>	<p>5 （略）</p>	
<p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第 20 条の 3 第 3 項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第 20 条の 2 第 3 項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p>
<p>(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段</u>の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、<u>附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、<u>附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項</u>の規定による村民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項</u>の規定による村民税の所得割の額の合計額」と、第 34 条の 9 第 1 項中「<u>第 33 条第 4 項</u>」とあるのは「<u>附則第 20 条の 2 第 4 項</u>」とする。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ引用法令を修正する</p> <p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p>

改正後	改正前	改正内容
<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは<u>配当所得の金額</u>」とする。</p>	<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第20項</u>に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は<u>利子所得金額又は配当所得の金額</u>」とする。</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p> <p>総務省条例（例）に合わせ引用法令を修正する</p> <p>通例に合わせ「又は」を「若しくは」に修正する</p>
<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の3第3項後段</u>の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第3項</u>の規定による村民税の所得割の額」とする。</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の3第3項前段</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは</p>	<p>「条ずれ」による引用条項を修正する</p>

改正後		改正前		改正内容
は「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。		「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。		
第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。		第21条の2 法附則第41条第8項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。		準則に合わせ「の各号」を削る
(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類		(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類		総務省条例(例)に合わせ「第1号から前号までに」を「前各号」に修正する
第22条 削除				過去の改正漏れ (条文削除の定義付け)
(個人の村民税の税率の特例)		(個人の村民税の税率の特例等)		準則に合わせ「特例」に修正条ずれ
第23条 (略)		第22条 (略)		
第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。		第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。		条ずれ
(削除)		2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。		引用条項(第9条第8項)が存在しないため関係条文を削除する 第1項の準用規定に基づき、第2項を削除する
第25条 (略)		第24条 (略)		条ずれ
別表(第34条の7関係)		別表(第34条の7第1項第1号関係)		
寄付金の区分	控除対象寄附金	寄付金の区分	控除対象寄附金	
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	財務大臣の指定を受けたもののうち県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金	第34条の7第1項第1号アに掲げる寄付金	財務大臣の指定を受けたもののうち県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金	本則第34条の7の改正に伴う区分の変更

改正後		改正前		改正内容
第34条の7第1項第2号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する独立行政法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号イに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する独立行政法人に対する寄附金	<p>本則第34条の7の改正に伴う区分の変更</p> <p>引用法令誤りのため「第152条第5項」に修正する</p> <p>本則第34条の7の改正に伴う区分の変更</p> <p>「公益信託ニ関スル法律」は令和8年4月1日に全部改正となるため、条文を整理する</p>
第34条の7第1項第3号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する地方独立行政法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する地方独立行政法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第4号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社に対する寄附金	第34条の7第1項第1号エに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社に対する寄附金	
第34条の7第1項第5号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号オに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第6号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する学校法人及び私立学校法第152条第5項（私立専修学校等）の規定により設立された法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号カに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する学校法人及び私立学校法第152条第4項（私立専修学校等）の規定により設立された法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第7号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号キに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第8号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する更生保護法人に対する寄附金	第34条の7第1項第1号クに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する更生保護法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第9号に掲げる寄付金	長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭	第34条の7第1項第1号ケに掲げる寄付金	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により長野県知事又は長野県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭	
第34条の7第1項第10号に掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金			

改正後	改正前		改正内容
	第 34 条の 7 第 1 項第 1 号コに掲げる寄付金	県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金	本則第 34 条の 7 の改正に伴う区分の変更

○王滝村税条例の一部を改正する条例（平成 26 年王滝村条例第 10 号）附則第 2 条関係 改正（案）新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
附則	附則	
第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る王滝村税条例第 82 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る村税条例第 82 条及び附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする	総務省条例（例）に合わせ「王滝村税条例」に修正する

○王滝村税条例の一部を改正する条例（令和 6 年王滝村条例第 10 号）附則第 3 条関係 改正（案）新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）の一部を次のように改正する。	王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）の一部を次のように改正する。	
第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 9 号をつぎの様に改める。 （9）所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。 ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金	本則第 34 条の 7 改正に伴う修正
（施行期日） 第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日） 第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる既定は、当該各号に定める日から施行する。	誤植のため「規定」に修正する

<p>(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表の改正規定並びに次条第1項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>	<p>(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第1項第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日</p>	<p>本則第34条の7改正に伴う 条文整備</p>
<p>第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の王滝村税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。</p>	<p>第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる既定による改正後の税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ 「王滝村税条例」修正する 本則第34条の7改正に伴う 条文整備</p>

○王滝村税条例の一部を改正する条例（令和7年王滝村条例第18号）附則第4条関係 改正（案）新旧対照表

改正後	改正前	改正内容
附則	附則	
(施行期日)	(施行期日)	
第1条 (略)	第1条 (略)	
(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日	(2) 附則第16条の2の次に1条を加える規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日	総務省条例（例）に合わせ 「改正規定」に修正
(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日	(3) 第18条及び第1条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日	誤植のため（文字抜け） 「第1条の3」を「第18条の3」に修正する
第2条 この条例による改正後の王滝村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。	第2条 この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。	総務省条例（例）合わせ「王滝村税条例」に修正する
第3条 (略)	第3条 (略)	
2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同	2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項た	誤植のため「いか」を

改正後	改正前	改正内容
<p>項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</p>	<p>だし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円いかであるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</p>	<p>「以下」に修正する</p>
<p>3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の王滝村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p>	<p>3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出された旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「王滝村税条例」に修正する</p> <p>誤植のため「提出した」に修正する</p>
<p>第6条（略）</p>	<p>第6条（略）</p>	
<p>2 <u>令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、王滝村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p>	<p>2 <u>令和87年4月1日から同年9月30日までの間に、村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p>	<p>誤植のため「令和87年」を「令和8年」に</p> <p>「係」を「係る」に修正する</p> <p>総務省条例（例）に合わせ「王滝村税条例」に修正する</p>
<p>(1) <u>王滝村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u></p>	<p>(1) <u>村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u></p>	<p>総務省条例（例）に合わせ「王滝村税条例」に修正する</p>
<p>3 <u>前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>3 <u>前各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>誤植のため「前項各号」に修正する</p>